

ニュースレター 政府はオムニバス法案を議会に提出

2020年3月

連絡先:

Mita Djajadiredja
Senior Partner
+62 21 2960 8689
mita.djajadiredja
@bakermckenzie.com

Daniel Pardede
Partner
+62 21 2960 8609
daniel.pardede
@bakermckenzie.com

Abimata Putra
Senior Associate
+62 21 2960 8549
abimata.putra
@bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせ:

Yoko Inoue (井上 洋子)
+65 6434 2605
yoko.inoue
@bakermckenzie.com

2019年9月、一部の報道機関は、インドネシア政府がインドネシア経済の強化、競争力強化と雇用創出を目的として、様々な産業分野における規程を一つの法律で規制する新法を準備していると報じた。オムニバス法として知られているこのような法律を政府が制定するのは今回が初めてである。

政府の計画は、(a)雇用創出法(RUU Cipta Kerja)と(b)オムニバス税法(RUU Omnibus Perpajakan)の2つのオムニバス法を対象としている。オムニバス税法の法案はまだ一般に公開されていない。

雇用創出法の法案は、2月12日、更なる議論のため議会に提出された。経済担当調整省は、雇用創出法の法案を一般公開した。特定産業分野における重要な変更点については、次回以降のニュースレターで説明する。

雇用創出法の法案:

- 注目する点は、(a)インドネシアにおける事業経営の容易さの向上(例:ライセンス取得プロセスの簡素化、土地取得プロセスの簡素化、経済圏に関する具体的規定の導入、土地銀行監督機関の創設、迷惑行為に関する許可証(izin gangguan)また、会社登録(wajib daftar perusahaan)などいくつかの現地での届出や登録の削除、並びに(b)政府の投資活動の一元化(例:政府投資機関や資金の創設)
- 一部の産業分野に重要な改正を導入。特に貿易、鉱業、林業、プランテーション、建設、教育、輸送(海上輸送を含む)、郵便サービス、放送サービス
- 労働法に一部重要な改正を導入。特に、外国人駐在員の認可要件、雇用の終了、契約に基づく雇用、退職後給付制度、買収時の従業員の権利、解雇手当・退職金に関する事項
- 資本投資法と投資リストがインドネシアにおけるすべての資本投資活動の主な指標となることを改めて表明
- 中央政府が特定の産業分野、特に観光分野に税制的・財政的インセンティブを与えるための包括的な規定を提供
- すべての許認可プロセスは、中央政府と地方政府の間で割り当てられるのではなく、中央政府によってなされることを確認



www.hhp.co.id

HHP Law Firm
Pacific Century Place, Level 35
Sudirman Central Business
District Lot. 10
Jl. Jenderal Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190
Indonesia

Tel : +62 21 2960 8888
Fax: +62 21 2960 8999

- 零細・中小企業にいくつかのインセンティブを提供：
 - 零細・中小企業は、1株主による有限責任会社 (perseroan terbatas) の設立が許可される。有限責任会社が少なくとも2名の株主を必要とする会社法の主要原則の1つを免除される
 - 零細・中小企業は、これら有限責任会社の所有権譲渡が許可される
 - 零細・中小企業は、事業資産をローンの担保として使用することを許可される(零細・中小企業の信用条件強化)

同法の規定の多くは、施行規則(例えば、政府の規制や大統領の規制)の制定を、同法によって導入される重要な変更の実施手段としている。これは、同法が施行されたとしても、その直後に変更が実施できない可能性があることを示唆している。